

# 【障害福祉サービス事業所】

## 2 障害福祉サービス事業所の種類

福祉サービス事業所には主に六つの種類があります。

<u>生活介護</u> *障害支援区分 3以上が必要！	常に介護を必要とする人が安定した生活を送るために、日中に送迎など様々なお手伝いを受けながら物を作る活動などを体験します。
自立訓練 *利用期限有り	自立した生活を送ることができるように、一定期間(約2年)体の使い方や生活する力が付くような練習をします。
<u>就労継続支援</u> <u>B型</u> (非雇用型)	会社に就職することが難しい人に、仕事ができる力が身に付くような訓練をします。施設の収入により工賃が違います。基本的には自力通勤の所が多いです。利用には就労アセスメントが必要です。
<u>就労継続支援</u> <u>A型</u> (雇用型)	会社に就職することが難しい人に、仕事ができる力が身に付くような訓練をします。その施設で仕事をする <u>契約</u> をして、法律に従い工賃をいただいて働きます。このため、作業の正確性や速さが求められます。一日の就労時間が4, 5時間の所が多いです。
<u>就労移行支援</u> *利 用期限有り	会社に就職することを希望している人に、就職に必要な知識や能力が身に付くように、一定期間(約2年)必要な訓練をします。
小規模地域活動 センター	物作りや販売を通して作業や生活について教え、社会参加の訓練など地域的な支援を行う施設です。